

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大田市は出雲地域と石見地域の境界に位置しており、双方の文化の中継点として石見銀山を中心に発展し、戦国時代から江戸時代初めにかけては、日本経済のみならず世界経済にも大きな影響をもたらした地域である。近年、少子高齢化を背景に人口が減少しており、今後においても人口の減少・少子高齢化が続くものと予想される。

産業は、農林漁業を中心とする第1次産業と、製造業及び土木建設業等の第2次産業、並びに商業、サービス業等の第3次産業が相互に関連して成立している。

現在、市内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、市内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、大田市は県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、島根県の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

大田市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が大田市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

大田市の産業は、駅周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

大田市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が大田市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月14日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。